

会員契約

一般社団法人えひめ暮らしネットワークを甲とし、_____を乙として、甲と乙は、「COWORIKNG-HUB nanyo sign (南予サイン)」(愛媛県喜多郡内子町内子 2023 番地) (以下「南予サイン」という。) について、本契約書の各条項に従い会員契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

(目的)

第1条 甲は、乙が南予サインの会員として、利用規約に従い南予サインを使用することを認めるものとし、乙は、これに同意する。

(契約期間)

第2条 本契約の締結日、利用開始日及び利用期間は本契約書記載のとおりとする。

- 2 本契約は、甲または乙から更新の拒絶がない限り、更新される。甲は、南予サイン等の乙の利用に関する従前の経過、南予サイン等の利用状況その他の事情を考慮して、本契約を更新しないことができる。
- 3 契約期間は、利用開始日の翌月 1 日から起算した 1 カ月とし、最低契約期間は 3 ヶ月間とする。
- 4 前項の更新の拒絶をする場合、甲または乙は、期間満了日の 1 カ月前までに、相手方に対し更新しない旨の通知をしなければならない。
- 5 前項の通知は、甲が適当と認める方法によって行う。

(料金および支払方法)

第3条 本契約における利用料金の金額、支払日および支払方法は、本契約書記載のとおりとする。

- 2 甲は、乙と契約書を締結した開始日から、乙に南予サインを利用させることができる。
- 3 乙は、毎月、月額利用料金を、甲の指定する方法により支払いを行う。また、乙は、特段の事情がある場合に限り、甲にその理由とともに申出を行い、甲が認めた場合、複数月の利用料金を事前に支払うことができる。
- 4 甲は、維持管理費、物価、経済、情勢等の変動またはその他の理由により利用料金が不相当になったと判断したときは、本契約書記載の金額にかかわらず利用料金を改定する可能性があることを、乙はあらかじめ承諾するものとする。その場合、現在の契約書の金額を読み替えることとし、新たな契約の締結はしない。

(契約締結・情報開示)

第4条 乙は本契約の締結にあたり、甲の指示に従い、次の書類を甲に提出しなければならない。なお、甲は提出された書類の写しを利用規約第15条に定める個人情報取扱方針に従って保管する。

- ① 乙が法人として本契約を行う場合
 - ・乙の商業・法人登記簿謄本
 - ・その他、甲が本契約にあたり必要と認めたもの
- ② 乙が個人または個人事業主として本契約を行う場合
 - ・本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）
 - ・その他、甲が本契約にあたり必要と認めたもの
- ③ 前項にかかわらず、乙が法定代理人のいる者であり、個人または個人事業主として本契約を行う場合
 - ・本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）
 - ・その他、甲が本契約にあたり必要と認めたもの

(利用規約)

第5条 乙は、本契約および甲が別途定める利用規約（以下「利用規約」という。）を遵守しなければならない。

2 甲は、利用規約を乙の承諾を得ることなく改定することができる。

3 甲は、利用規約を改定した場合、利用規約を甲のWEBサイト上に掲載する方法にて告知する。

契約内容

利用開始日 : 令和 年 月 日
利用期間 : 利用開始日の翌月 1 日から 1 ヶ月間
(終了の申出がない限り自動的に 1 ヶ月間の更新をする)
利用プラン名 : レギュラープラン ・ アドバンスプラン
利用金額 : 月額 5,500 円 (税 10%込) ・ 月額 11,000 円 (税 10%込)
支払日 : 甲と乙で協議の上、決定する
支払方法 : 甲と乙で協議の上、決定する

令和 年 月 日

(甲) 住所 : 愛媛県松山市宮西 1 丁目 5 - 1 9
愛媛県商工連合会館 3 階

氏名 : 一般社団法人えひめ暮らしネットワーク
代表理事 板垣 義男

Ⓔ

(乙) 住所 :

氏名 :

Ⓔ

利用規約

(南予サイン等の利用)

- 第1条 一般社団法人えひめ暮らしネットワーク（以下「当法人」という。）は南予サイン利用者（以下「利用者」という。）に対し、第6項で定める開室日の開室時間において、南予サイン（南予サイン内の設備・備品・無線LANを含む。）を利用することを認める。ただし、当法人は、空きスペースがない等の事情がある場合は、南予サインの利用回数や時間などに相当の制限を設けることができる。
- 2 前項ただし書きの場合、当法人は、制限を開始する日の1カ月前までに、第7項の方法により告知しなければならない。この場合、利用期間経過前であっても、当法人が適当と認める方法により当法人に解約の申入れをすれば、次回支払日の月の末日をもって本契約は終了する。
 - 3 利用者が法人の場合、南予サインの利用ができるのは、契約時にあらかじめ当法人に届出を行っている利用登録者1名に限る。利用登録者を変更する場合、利用者は当法人が定める方法に従って、利用登録者変更の届出を行わなければならない。
 - 4 利用者が南予サインを利用するときは、その用法に従って利用しなければならない。
 - 5 利用者は、南予サインの利用にあたり、他の会員その他利用者の南予サインの利用を妨げてはならない。
 - 6 南予サインの開室日および開室時間は、以下の通りとし、この時間内において、利用者は南予サインを利用することができる。なお、当法人は、利用者の南予サインの利用可能性等につき、具体的に保証をするものではなく、南予サインは会員に対し現状有姿で提供される。
開室日：毎月第2土曜日、第4日曜日を除く毎日
開室時間：午前9時00分から午後9時00分まで
 - 7 当法人は、前項の開室日および開室時間を変更することがある。この場合、当法人は変更後の開室日および開室時間を、当法人が適当と認める方法で告知する。
 - 8 当法人は利用者に対し、前各項に従って南予サインを利用する権利のほかに、南予サインの所有権、賃借権等その他一切の権利を認めるものではない。

(バーチャルオフィス機能の利用)

- 第2条 利用者が本契約書に定める「アドバンスプラン」を利用する場合、利用者は当法人が明示する南予サインの住所を、自らのオフィスの住所として名刺やWEBサイト、会社パンフレット等に掲示すること、郵便物等の送付先として取引先等に明示すること、本店所在地として法人登記を行い、または個人事業の事業所等住所として税務署に届出を行うことができる。
- 2 本利用規約に基づいて当法人が利用者宛の郵便物等を受取った場合、当法人は不定期に、利用者が契約書に記載した自宅住所宛に郵便物等を転送する。

- 3 当法人が受け取る郵便物等は、利用者が本契約書に記載した氏名、屋号、会社名宛のものに限る。それ以外の宛先が記載された郵便物等については、受け取りを拒否するか、または「受取人不明」の郵便物等として郵便局等に届出を行う。
- 4 転送可能な郵便物等のサイズは「レターパックライト」および「レターパック」で郵送可能なものを上限とし、郵便物等の転送にかかる費用は当法人が負担する。それを超えるものについては、当法人は転送にかかる費用の負担を行わず、原則として着払いで利用者宛に送付する。
- 5 利用者は、当法人が、收受した利用者宛の郵便物等が、犯罪による収益である疑いまたはそれらの事実の仮装・秘匿行為を行っている疑いがあると合理的な理由に基づいて判断した場合、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および経済産業省の「郵便物等受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）」に基づき、利用者への事前連絡なしに、行政庁等に速やかに届出を行うことに同意する。
- 6 利用者は、契約終了日以降は、当法人が郵便物等の預かりや転送等の対応は一切行わず、宛先不明の郵便物等として処理することに同意する。ただし、契約終了日から1ヶ月間に関しては、当法人は利用者の郵便物等を預かり、1ヶ月後に一括して転送する。発送した郵便物等が当法人に返送された場合、当法人は郵便物等を破棄することができる。なお、当法人は、その場合に負担した郵送料を利用者に請求できる。

（個室・会議室の利用）

- 第3条 利用者は、個室A・個室B・会議室（以下「個室ブース」という。）を利用することができる。
- 2 個室A・個室Bの定員はそれぞれ4名とし、会議室の定員は6名とする。定員を超えての利用はできない。
 - 3 利用者が本契約書に定める「レギュラープラン」を利用する場合、個室Aまたは個室Bを利用することができる。ただし、両方の部屋を同時に利用することはできない。
 - 4 利用者が本契約書に定める「アドバンスプラン」を利用する場合、個室ブースを利用することができる。ただし、個室Aまたは個室Bと会議室を同時に利用することはできるが、個室Aと個室Bを同時に利用することはできない。
 - 5 利用者は、個室ブースを利用する場合、当法人が指定する方法であらかじめ予約をしなければならない。ただし、予約者および利用者いない場合は、予約をせずに利用することができる。
 - 6 利用者は、個室ブースを利用中に室内に配置されている備品の配置を変更することができる。ただし、当法人の許可なく室外に搬出することはできない。また、利用終了時に原状復帰しなければならない。

（第三者利用）

第4条 利用者は、利用者以外の者（以下「第三者」という。）に、南予サインを利用させてはならない。ただし、当法人は、当法人所定の手続きに従い、第三者に対し南予サインの利用を認めることができる。利用者が事前に当法人に申出を行うことによって、当法人が指定する個室ブースに限り、1名までの第三者を同伴して利用することができる。

- 2 利用者が本契約書に定める「アドバンスプラン」を利用する場合、同伴できる人数は利用する個室ブースの定員を上限とする。
- 3 利用者は、利用者が同伴者として南予サインの利用を申し込んだ第三者については、当該第三者に対し、利用者の責任で利用規約を遵守させなければならない。
- 4 利用者は、本契約上の権利を他に譲渡することはできない。
- 5 前各項に違反した場合、当法人は、何ら催告を経ずに、本契約を解除することができる。
- 6 前項により本契約が解除された場合、利用者は、当法人に対し、違約金として月額会費2ヵ月分の違約金を支払わなければならない。

（通知・連絡方法）

第5条 利用者は、住所、電話番号、電子メールアドレス（以下「住所等連絡先」という。）を、当法人に届出を行わなければならない。利用者が法人の場合、契約時および利用登録者を変更するごとに届出を行わなければならない。利用登録者が法定代理人のいる者の場合は法定代理人同意書を提出しなければならない。

- 2 利用者は、前項の住所等連絡先を変更するときは、直ちに当法人に届出なければならない。利用者が届出を行わなかったことにより、利用者に損害が生じたとしても、当法人は一切の責任を負わない。
- 3 当法人は、利用者から届出を受けた利用者の住所等連絡先のいずれかに連絡をしても、利用者と連絡がとれない場合は、第9条（利用禁止・本契約解除）の規定に従い本契約を解除することができる。
- 4 利用者が前2項の住所等連絡先変更の届出を怠るなど、利用者の責めに帰すべき事由により、当法人からの通知等が延着し、または到達しなかった場合には、当法人からの通知等は通常到達するべきときに到達したものとみなす。

（損害賠償）

第6条 以下の場合、当法人に故意または重大な過失があった場合を除き、当法人の責任は免責される。

- ① 建物の修繕、天災、その他やむを得ない理由により、利用者が南予サインを利用できない場合
 - ② 電気・電話・インターネット回線等設備の点検・修理のためにこれらの設備を利用できない場合
 - ③ 通信障害により電話・FAX・インターネット等通信設備が不通になった場合
- 2 当法人が、前項各号について利用者に対し補償を行う場合の金額は、利用者の1ヵ月分の利用料を上限とする。

- 3 当法人は、利用者と他の会員その他利用者との間の係争・トラブルについては一切責任を負わない。
- 4 利用者は、利用者が法令、本契約書、利用規約等に違反したことにより、他の会員その他利用者または当法人に損害を生じさせた場合、これを賠償する義務を負う。

(所持品の管理)

第7条 利用者は、南予サインにおいて、所持品の管理を自己の責任で行わなければならない。

- 2 南予サインにおいて生じた盗難、紛失、事故等については、当法人は一切の責任を負わない。

(情報管理)

第8条 利用者は南予サインの利用にあたり、自己の責任で情報管理を行わなければならない。他の利用者が、利用者の同意なく利用者の情報を取得し、その情報を利用または漏えいした結果、利用者に損害が生じたとしても、当法人は一切の責任を負わない。

(南予サインでの事業、行為の制限)

第9条 利用者は、当法人の許可なく南予サインで次の事業を行ってはならない。

- ① 法令に反する事業および法令に反する恐れのある事業
- ② シェアオフィス・バーチャルオフィスなど本契約と類似または同様の事業
- ③ 公序良俗に反すると当法人が判断した事業
- ④ 当法人が公序良俗に反すると判断した情報商材の販売に関わる事業
- ⑤ 出会い系および性風俗関連の事業
- ⑥ 未公開株の取引に関わる事業
- ⑦ 暴力団関係者およびそれに関する事業
- ⑧ 政治または宗教に関する事業
- ⑨ マルチ商法およびそれに関連する恐れのある事業
- ⑩ 保険・投資商材（競馬やパチンコの必勝法等の情報等の提供）に関する事業
- ⑪ その他、当法人が不相当と認めた事業

2 利用者は、当法人の許可なく南予サインおよびその周辺において次の行為をしてはならない。

- ① 南予サインで禁止・制限されている事業行為
- ② 他の利用者や施設スタッフ、南予サイン、当法人を誹謗中傷する行為
- ③ 南予サインの諸施設・器具・備品の損壊や備え付け備品を持ち出す行為
- ④ 法令や公序良俗に反する行為
- ⑤ 刃物など危険物を持ち込む行為
- ⑥ 所定の場所以外での喫煙その他火気を使用する行為
- ⑦ 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動

- ⑧ 同意なく、他の会員その他利用者の情報を取得し、または、取得した情報を利用または漏えいする行為
 - ⑨ 南予サインの秩序を乱す行為
 - ⑩ 他の会員その他利用者の南予サインの利用を妨害する行為
 - ⑪ 当法人の承諾なく南予サインに利用者その他の者の物品を搬入、保管する行為
 - ⑫ その他、当法人が不相当と認めた行為
- 3 当法人は、前2項に関する調査をするため、利用者に対し、質問または資料の提出を求める方法その他当法人が適当と考える方法で調査をすることができる。
- 4 利用者は、当法人が前項の調査をしようとする場合には、これに協力しなければならない。
- 5 利用者が、正当な理由がなく前項の協力を拒んだ場合、当法人は、何ら催告を経ずに本契約を解除することができる。

(利用禁止・本契約解除)

第10条 利用者に次の各号に該当する事由が生じたときは、当法人は利用者に対し、何ら催告を経ずに、南予サインの利用を禁止し、または、本契約を解除することができる。

- ① 期限までに利用料金の支払いをしない場合
 - ② 利用者または利用登録者以外の者に南予サイン等を利用させた場合
 - ③ 手形等の不渡り、支払停止または破産、民事再生手続開始の申立てがあった場合
 - ④ 差押・借差押・仮処分または競売の申立てがあった場合
 - ⑤ 租税公課の滞納による督促を受け、または保全差押を受けた場合
 - ⑥ その他信用状態が悪化したと判断される事実があった場合
 - ⑦ 登録している連絡先に連絡しても3ヶ月以上連絡がつかない場合
 - ⑧ 利用者または利用登録者が暴力団またはそれに類する組織に関与している場合または関与している者と密接な関係にある場合
 - ⑨ その他本契約または利用規約に違反する場合
 - ⑩ 前項各号に類する場合
- 2 当法人は、利用者に対し、住所等連絡先記載の電子メールにて利用禁止または本契約解除の通知をすることができる。
- 3 利用者は、南予サインの利用禁止期間においても、当法人に対して利用料金を支払わなければならない。
- 4 利用者は、本契約を解除された場合、当法人に対して解除された月の利用料金を全額支払わなければならない。また、当法人は、本契約を解除した場合においても、利用者からすでに支払われた利用料金は一切返還しない。
- 5 利用者は、利用禁止または解除によって損害を生じた場合でも損害賠償、立退料、補償料その他名目のいかににかかわらず、当法人に対して一切の請求をすることができない。

(事業の廃止)

第11条 当法人は、都合により南予サインの利用事業を廃止することができる。

- 2 前項の場合、利用者は当法人に対し、既に支払った利用料金の返還を求めることはできない。

(休会)

第12条 利用者は、休会することができる。

- 2 前項の場合、利用者は、当法人に対して休会開始日の前月15日までに、当法人が別途指定する方法で、休会の申出を行わなければならない。
- 3 休会の際の利用料金は無料とする。ただし、既に支払った利用料金は返還しない。
- 4 休会開始日から、利用者が休会を終える申出が行われるまでを休会期間とする。
- 5 本条の定めにより利用者が休会した場合、契約期間は利用者が休会した期間と同じ期間延長される。

(退会)

第13条 利用者に次の各号に該当する事由がある場合、当法人は、利用者が南予サインから退会したとみなすことができる。

- ① 利用料金の支払を30日以上遅滞した場合
- ② 休会を終える意志がないと当法人が判断した場合
- ③ 住所等連絡先に変更があったにもかかわらず、当法人に対しその届出を行わない場合
- ④ 死亡、または解散した場合
- ⑤ 成年被後見人、または被保佐人となった場合

(退去・損害賠償)

第14条 利用者は本契約が終了した場合、第2条および第3条で定められた権利を即時喪失する。

- 2 期間満了、契約解除、休会、退会その他の事情により本契約が終了した場合、利用者は契約終了日までに、南予サインを原状回復した上で退去しなければならない。
- 3 利用者が、南予サインの原状回復を怠った場合は、当法人は、利用者の負担において原状回復をすることができる。当法人は、利用者のために費用負担をしたときは、利用者に対して、その償還を請求することができる。
- 4 南予サイン内に利用者が残置した動産類（金銭や有価証券等も含む。）については、本契約終了後1カ月以内に利用者が撤去しない場合には、利用者はその所有権を放棄したものとみなし、当法人が自由に処分をすることができる。当法人の処分により、利用者に損害が生じたとしても、当法人は何らの責任を負わない。
- 5 利用者が、前項の退去期限までに退去完了していない場合は、利用者は当法人に対し、次に掲げる損害金を支払う。

- ① 退去期限の日から退去完了に至るまでの間のその当時における利用料の倍額に相当する損害金
- ② 明渡遅延により損害を受けた第三者に対する損害金
- 6 利用者が、本契約書に定める「アドバンスプラン」を利用し、当法人が本契約書で明示する南予サインの住所を使用している場合には、契約終了の日までに、すべての住所利用を停止することとする。住所の利用停止には、南予サインの住所を利用した法人登記または個人事業主の事業所としての届出等の抹消または変更の完了を含む。
- 7 契約終了日以降、利用者が南予サインの住所を利用者のオフィス住所等としての利用していることが判明した場合、利用者は当法人からの指示に基づき速やかにそれらの削除または変更を行うとともに、契約終了日からその事実が判明した月まで、月額利用料に相当する額を当法人に支払わなければならない。また、当法人は必要に応じて利用者に違約金等の支払いを求めることができる。

(個人情報)

- 第15条 当法人は、本契約の履行に際して知り得た個人情報について、第三者に開示および盗用の禁止または漏洩・滅失・毀損・改竄の防止、あるいは本契約を遂行する目的以外に利用されないように適切な処置をとる義務を負う。
- 2 当法人は利用者の個人情報を、本契約を遂行する目的および当法人の提供するサービスの向上および新商品の開発の目的のために限り使用できる。
 - 3 当法人は、利用者の個人情報を公務員・弁護士・会計士・税理士等、法律上守秘義務を負うものに対して開示する合理的必要が生じた場合には、開示に先立ちその旨を利用者に報告する。搜索・差押等、法律上の強制力を伴う回答が義務付けられている開示であり開示に先立つ報告が行えなかった場合には、当法人は開示後直ちに利用者に報告をする。

(合意管轄)

- 第16条 本契約に関する紛争については、当法人または利用者は、松山地方裁判所を第1審の専属合意管轄にすることに合意する。

以上